

**教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に対する意見）**

学校人事課

1 概 要

令和 7 年第 7 回沖縄県議会に知事が提出する議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和 7 年 11 月 18 日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第 7 条第 1 項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の概要

人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与を改正する議案

①公民較差を踏まえた改正

県の職員及び県費負担教職員の給与等について、給料表を引上げ改定するとともに、期末手当及び勤勉手当等を引き上げる。また、特定任期付職員等及び会計年度任用職員についても同様に引き上げる。

ア 高卒初任給を 12,300 円、大卒初任給を 12,000 円引き上げるとともに、若年層に重点を置きつつ、すべての職員を引上げ対象とし、行政職給料表を 8,300 円～15,100 円の引上げ（平均改定率 3.26%、他の給料表も行政職給料表に準じて引上げ）。

イ 初任給調整手当

：医師及び歯科医師に対する手当を 1,000 円引上げ
（上限月額 416,600 円→417,600 円）

ウ 期末手当及び勤勉手当

：年間の支給月数 0.05 月分引上げ
（期末・勤勉手当の支給月数をそれぞれ 0.025 月分引上げ）
（一般職及び会計年度任用職員の支給月数
：年 4.60 月分→年 4.65 月分）

②教育職員の処遇改善

教育職給料表(2)の適用を受ける 3 級及び 4 級の職員の給料月額に対する加算額を 3,800 円、教育職給料表(3)は 4,000 円引上げ

（教育職給料表(2)の 3 級は 11,500 円、4 級は 3,800 円、
教育職給料表(3)の 3 級は 11,500 円、4 級は 4,000 円、それぞれ加算）

- ③施行期日：公布の日（なお、①ア及び①イについては令和 7 年 4 月 1 日から、
①ウについては令和 7 年 12 月 1 日から適用する。）

3 臨時代理した意見の内容

議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、令和 7 年 10 月に行われた人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮した上で改正するものであることから、異議がない旨を回答した。